

訪問看護ステーション重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

当事業所がご利用者に訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供させていただくにあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 訪問看護事業者開設者の概要

名 称	株式会社メディケア・プランニング
代表者名	澤田 喜博
所在地・連絡先	(住所) 芦屋市川西町 8 番 12 号 (電話番号) 0797-78-8600 (F A X) 0797-78-8605

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	まごころ訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 芦屋市陽光町 4-58 (電話番号) 0797-31-0556 (F A X) 0797-26-8083
事業所番号	2861090096
管理者の氏名	松本 美智子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		常勤換算後の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1		1	看護従業者及び業務の管理 訪問看護の業務にあたる
看護師	3	1	2	2.3	
准看護師					
理学療法士	3		3		
作業療法士					
言語聴覚士					

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５） 常勤で勤務	週休２日
看護師・准看護師	日勤（８：３０～１７：１５）	週休２日
理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	日勤（８：３０～１７：１５）	

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	芦屋市、西宮市、神戸市東灘区
---------	----------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	９：００～１７：００

営業しない日	土曜日・日曜日・12/30～1/3
--------	-------------------

※必要に応じ営業日以外の日、営業時間外でも訪問可能です。

3.サービスの内容

(1) 健康相談・介護相談

(2) 検査や治療促進のための看護

- ・床ずれ、その他創部の処置
- ・留置カテーテルなどの管理
- ・服薬指導、管理
- ・在宅酸素の管理、指導等

(3) 日常生活の看護

- ・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・食事および排泄等日常生活の世話

(4) 在宅リハビリテーション看護

(5) 認知症患者の看護

(6) 緊急時訪問看護

(7) 特別管理体制

(8) その他医師の指示による医療処置

4. 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

- ・ 介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の 1 割（一定以上の所得者の場合は 2 割または 3 割）が利用者の負担額となります。
- ・ 下記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担になります。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は 1 か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払と引き換えに領収証を発行します。

【料金表】

〈保健師・看護師が要介護 1～要介護 5 の方に訪問看護を行った場合〉

所要時間	基本料金	夜間・早朝の利用料	深夜の利用料
20 分未満	3,469 円	4,342 円	5,204 円
30 分未満	5,204 円	6,508 円	7,812 円
30 分以上 1 時間未満	9,094 円	11,370 円	13,646 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	12,464 円	15,580 円	18,696 円

① 事業所における 1 月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する場合。

② 准看護師が訪問看護を行った場合。

※①及び②の場合、上記の利用料金のそれぞれ 90/100 の料金となります。

〈保健師・看護師が要支援 1 要支援 2 の方に訪問看護を行った場合〉

所要時間	基本料金	夜間・早朝の利用料	深夜の利用料
20 分未満	3,348 円	4,187 円	5,027 円
30 分未満	4,983 円	6,232 円	7,480 円
30 分以上 1 時間未満	8,773 円	10,972 円	13,160 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	12,044 円	15,061 円	18,066 円

① 事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する場合。

② 准看護師が訪問看護を行った場合。

※①及び②の場合、上記の利用料金のそれぞれ90/100の料金となります。

〈 夜間：18時～22時、早朝：6時～8時は基本料金の25%増 〉

〈 深夜：22時～翌朝6時は基本料金の50%増 〉

〈理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が要介護の方に訪問看護を行った場合〉

回数	利用料
2回 40分 (1回あたり20分)	6,497円 (3,237円)
3回 60分 (1回あたり20分)	8,784円 (2,928円)

〈理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が要支援の方に訪問看護を行った場合〉

回数	利用料
2回 40分 (1回あたり20分)	6,276円 (3,138円)

※当事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問看護は2回40分からの利用になります。

〈付加サービス〉()内の金額がお客様の負担額になります。

お客様の同意のもとに、利用者・家族等に対して24時間連絡体制にある場合 (計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、その都度上記の基本料金がかかります。)	1月につき 6,342円 (634円) 希望する・希望しない
特別な管理を必要とするお客様(厚生大臣が定める状態にある方に限ります。)に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合 (Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理・留置カテーテル等 (Ⅱ)在宅酸素療法指導管理・真皮を超える褥瘡等	(Ⅰ)1月につき 5,525円 (552円)
	(Ⅱ)1月につき 2,762円 (276円)
以前からサービスを行っているお客様に対し、ご自宅で亡くなられた日及び前14日以内にターミナルケア(2回)を行った場合	死亡月 27,625円 (2,762円)

入院中又は入所中のお客様に対し主治医と連携し在宅生活における必要な指導を行った場合	1 回につき 6,630 円 (663 円)
新規に訪問看護計画を作成したお客様に対して、病院等から退院した日に訪問看護を行った場合	初回月 3,867 円 (386 円)
新規に訪問看護計画を作成したお客様に対して、訪問看護を行った場合	初回月 3,315 円 (331 円)
二人の看護師等（保健師、看護師、准看護師又理学療法士等であることを要する）が同時に訪問看護を行う場合 利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合	30 分未満 2,806 円 (280 円) 30 分以上 4,442 円 (444 円)
特別管理加算の対象者に対して 1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定のサービス費（1 時間以上 1 時間 30 分未満）に加算します。 なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。	3,315 円 (331 円)

(2) 交通費

2 の (4) の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等はおお客様の負担となります。

(4) キャンセル料

- ・ご利用様がサービスの利用を中止・変更する場合にはできるだけ利用日の前日までにご連絡ください。

連絡先： まごころ訪問看護ステーション（電話） 0797-31-0556

- ・当日までに連絡がなく訪問看護師等がご自宅に伺った場合は基本料の 50% をキャンセル料として請求させていただきます。

但し、ご利用様の急変、急な入院等やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。

(5) 利用料等のお支払方法

毎月 10 日までに前月分の請求をいたします。

お支払方法は 2 通りの中から選択できます。

(現金でのお支払いをご希望の場合はご相談ください)

口座振替の場合、手続きをお願い致します。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌々月の 20 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座より引落しいたします。
銀行振込み	サービスを利用した月の翌月の月末までにお振込みください。 《お振込先》 三井住友銀行 芦屋支店 普通預金口座 5 2 8 5 7 4 6 株式会社メディケア・プランニング

銀行振込の場合、振込手数料はお客様にご負担いただきます。

5. 運営方針

- ・ 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ・ 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- ・ 主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- ・ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。
- ・ 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
- ・ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

6. 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務の知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要のある場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

7. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 松本 美智子
	ご利用時間 9:00～17:00
	ご利用方法 電話 0797-31-0556

芦屋市役所高齢介護課 介護保険事業係	電話 0797-38-2024
兵庫県国民健康保険連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話 078-332-5617

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	続 柄	
	住 所	
	電話番号	

9. お客様へお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

説明者 まごころ訪問看護ステーション

職 名 管理者

氏 名 松本 美智子

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項説明書の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

代理人（選任した場合）

住 所

氏 名